

愛知地方最低賃金審議会  
第3回愛知県最低賃金専門部会

日時 令和4年8月4日(木)  
午前10時00分～  
場所 名古屋合同庁舎第2号館3階  
共用大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 令和4年度愛知県最低賃金の改正について

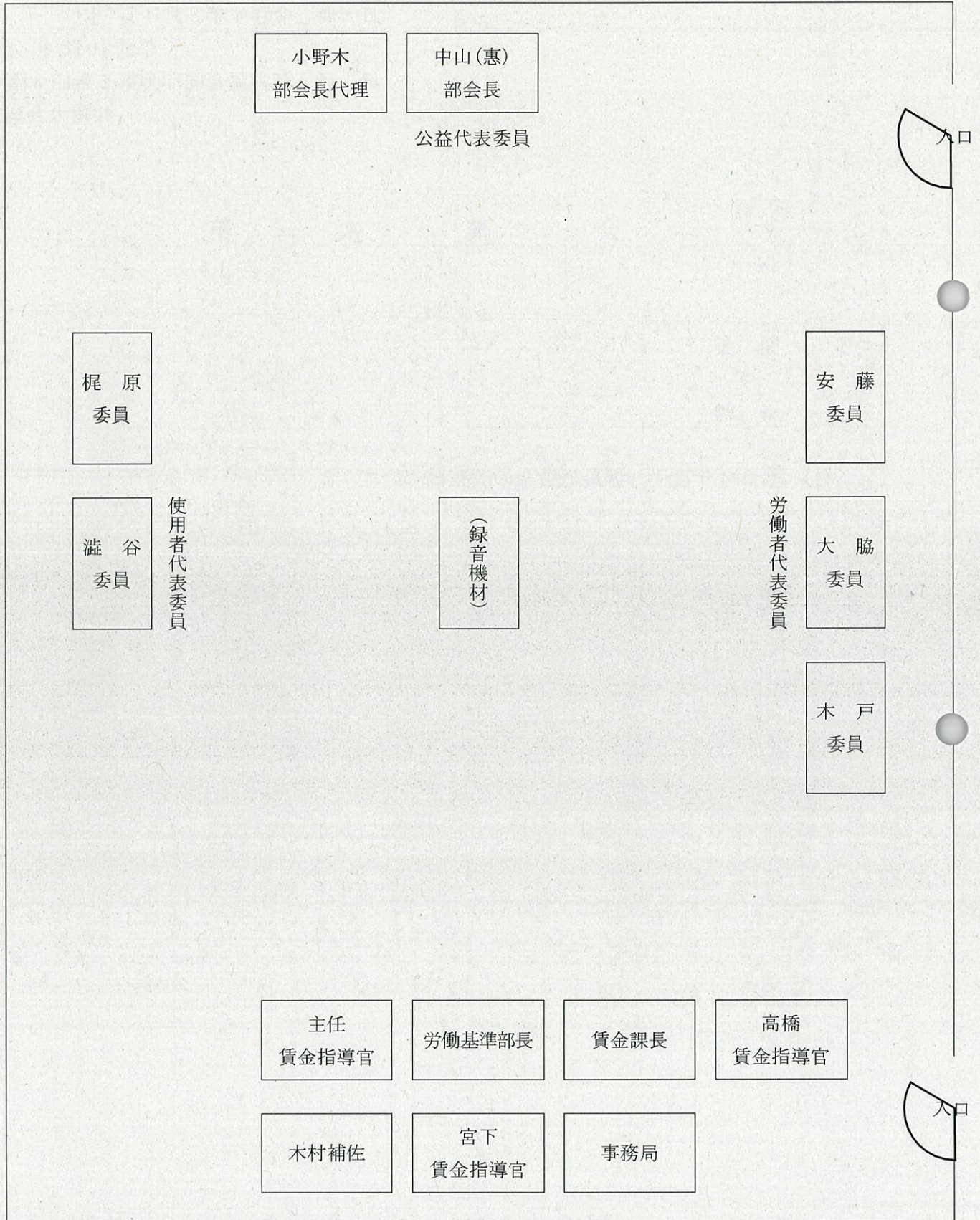
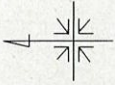
(2) その他

3 閉 会



# 愛知地方最低賃金審議会第3回愛知県最低賃金専門部会 配席図

令和4年8月4日(木) 午前10時00分～  
名古屋合同庁舎第2号館3階 共用大会議室





## 資 料 目 次

- 1 愛知県最低賃金と生活保護費との比較について
- 2 最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和3年度版



## 愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

## 1 最低賃金

- (1) 件名 愛知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 927 円
- (3) 発効日 令和 2 年 10 月 1 日

## 2 生活保護費

- (1) 比較対象者 18 歳～19 歳・単身世帯
- (2) 対象年度 令和 2 年度
- (3) 生活保護費(令和 2 年度)

生活扶助基準(第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費)の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (102,836 円)

## 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 か月換算額 (注) と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1 か月換算額

927 円(愛知県最低賃金)×173.8(1 か月平均法定労働時間数)  
×0.817(令和 2 年度可処分所得の総所得に対する割合) = 131,629 円



## 生活保護と最低賃金の比較の計算方法について

(生活保護及び最低賃金は令和2年度(ただし、住宅扶助実績値は令和元年度)のデータを使用)

### I 前提

- 若年単身→生活保護基準では18～19歳・単身世帯
- 愛知県
  - ・冬季加算地区→Ⅵ区
  - ・県内級地別人口→

給地別	人口
1級地-1	2,332,176人
1級地-2	0人
2級地-1	2,268,349人
2級地-2	978,368人
3級地-1	1,962,505人
3級地-2	1,017人
計	7,542,415人

※令和2年国勢調査(人口等基本集計)による市町村別の人口

【令和2年国勢調査人口等基本集計第1-1表調査年月2020年10月、公開(更新)日2021-11-30】

○本紙では説明の都合により、数値の端数処理が行われている箇所があるが、実際に計算する際は、特に断りのない限り端数処理は行わないこと。

### II 生活保護

#### (1) 生活扶助基準(令和2年度)

##### ①第1類費+第2類費(冬季加算を除く)

第1類費及び第2類費の合計の人口加重平均を求めると

第1類費+第2類費	給地別人口	
77,050円	2,332,176人	179,694,160,800
73,830円	0人	0
71,460円	2,268,349人	162,096,219,540
71,460円	978,368人	69,914,177,280
68,430円	1,962,505人	134,294,217,150
66,940円	1,017人	68,077,980
	7,542,415人	546,066,852,750

$$546,066,852,750 \div 7,542,415 \text{人} = 72,399.4705608217 \text{円}$$



②第2類費のうち冬季加算（1か月平均）

愛知県においては、令和2年11月から令和3年3月までに支給される冬季加算額で計算している。

$$2,630 \text{ 円} \times 5 \text{ 月} \div 12 \text{ 月} = 1,095.833333333333 \text{ 円}$$

③期末一時扶助費（1か月平均）

級地別の期末一時扶助費（1か月平均）

1級地-1 :  $14,160 \text{ 円} \times 1 \text{ 月} \div 12 \text{ 月} = 1,180 \text{ 円}$

1級地-2 :  $13,520 \text{ 円} \times 1 \text{ 月} \div 12 \text{ 月} = 1,127 \text{ 円}$

2級地-1 :  $12,880 \text{ 円} \times 1 \text{ 月} \div 12 \text{ 月} = 1,073 \text{ 円}$

2級地-2 :  $12,250 \text{ 円} \times 1 \text{ 月} \div 12 \text{ 月} = 1,021 \text{ 円}$

3級地-1 :  $11,610 \text{ 円} \times 1 \text{ 月} \div 12 \text{ 月} = 968 \text{ 円}$

3級地-2 :  $10,970 \text{ 円} \times 1 \text{ 月} \div 12 \text{ 月} = 914 \text{ 円}$

期末一時扶助費	給地別人口	
1,180 円	2,332,176 人	2,751,967,680
1,127 円	0 人	0
1,073 円	2,268,349 人	2,433,938,477
1,021 円	978,368 人	998,913,728
968 円	1,962,505 人	1,899,704,840
914 円	1,017 人	929,538
	7,542,415 人	8,085,454,263

$$8,085,454,263 \div 7,542,415 \text{ 人} = 1,071.9980620266 \text{ 円}$$

生活扶助基準（1類費 + 2類費（冬季加算込み） + 期末一時扶助費）

$$= \textcircled{1} 72,399.4705608217 \text{ 円} + \textcircled{2} 1,095.833333333333 \text{ 円} + \textcircled{3} 1,071.9980620266 \text{ 円}$$

$$= 74,567.3019561816 \text{ 円}$$

(2) 住宅扶助実績値（令和元年度）

単身被保護世帯数→

注：都道府県の数値には指定都市・中核市分を含まない。	総数(世帯)
愛知県	14,187 世帯
名古屋市	31,450 世帯
豊橋市	1,442 世帯
豊田市	1,348 世帯
岡崎市	1,267 世帯
計	49,694 世帯



住宅扶助実績値→

県・指定都市・ 中核市	住宅扶助実績値	総数(世帯)	
愛知県	27,769.90 円	14,187 世帯	393,971,571.30
名古屋市	28,641.10 円	31,450 世帯	900,762,595.00
豊橋市	25,140.10 円	1,442 世帯	36,252,024.20
豊田市	27,869.00 円	1,348 世帯	37,567,412.00
岡崎市	28,584.00 円	1,267 世帯	36,215,928.00
		49,694 世帯	1,404,769,530.50

$$1,404,769,530.50 \div 49,694 \text{ 世帯} = 28,268.3931762386 \text{ 円}$$

※1 2019 年度被保護者調査年次調査（個別調査）第 3-10 表により示される単身被保護世帯数及び同世帯 1 世帯当たり住宅扶助の値。

※2 上記の単身被保護世帯数には、住宅扶助を支給されていない世帯も含まれている。  
【2019 年度被保護者調査（年次調査）第 3 - 10 表調査年月 2019 年、公開（更新）日 2021-05-28】

(3) 生活扶助基準 + 住宅扶助実績値

以上 (1)、(2) より、

生活扶助基準 + 住宅扶助実績値

$$= 74,567.3019561816 \text{ 円} + 28,268.3931762386 \text{ 円} = 102,835.69513242 \text{ 円}$$

$$\approx 102,836 \text{ 円}$$

Ⅲ 最低賃金との比較

時給 927 円（令和 2 年度愛知県最低賃金額）で月 173.8 時間（週 40 時間）働いた場合の 1 ヶ月の収入（手取額）は、

$$927 \text{ 円/時間} \times 173.8 \text{ 時間} \times 0.817 = 131,628.9942 \text{ 円}$$

$$\approx 131,629 \text{ 円}$$

※0.817 は、佐賀県の令和元年度最低賃金額 792 円で月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

したがって、生活保護と最低賃金の差額は、

$$\text{生活保護} - \text{最低賃金（手取額）} = 102,836 \text{ 円} - 131,629 \text{ 円} = \Delta 28,793 \text{ 円}$$

となるため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。この差額を 173.8 時間で割って 1 時間あたりとし、0.817 で割って手取額から額面に換算すると、

$$\Delta 28,793 \text{ 円} \div 173.8 \text{ 時間} \div 0.817 = \Delta 202.775316806 \text{ 円/時間}$$

$$\Delta 203 \text{ 円/時間（小数点以下四捨五入）となる。}$$



最低賃金引上状況等の推移（愛知） 令和3年度版

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	
<b>愛知県最低賃金</b>	758 (H2410.1)	8 (1.07)	780 (H2510.26)	22 (2.90)	800 (H2610.1)	20 (2.56)	820 (H2710.1)	20 (2.50)	845 (H2810.1)	25 (3.05)	871 (H2910.1)	26 (3.08)	898 (H3010.1)	27 (3.10)	926 (R1.10.1)	28 (3.12)	927 (R2.10.1)	1 (0.11)	955 (R3.10.1)	28 (3.02)	
目安額(円)	5 (0.67)	19 (2.51)	19 (2.44)	1.5	19 (2.38)	0.8	19 (2.38)	0.8	25 (3.05)	1.3	26 (3.08)	1.4	27 (3.10)	1.4	28 (3.12)	1.3	示されず	示されず	28 (3.02)	0.4	
改定状況調査による 賃金上昇率(%)	0.1	1.1	1.5	0.8	0.8	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	0.4	
<b>特定最低賃金</b>																					
染色整理業	732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)
鉄鋼業	874 (115.3)	6 (0.69)	885 (113.5)	11 (1.26)	899 (112.3)	14 (1.58)	912 (111.2)	13 (1.45)	926 (109.6)	14 (1.54)	941 (108.0)	15 (1.62)	957 (106.6)	16 (1.70)	975 (105.3)	18 (1.88)	976 (105.3)	1 (0.10)	996 (104.3)	20 (2.05)	
はん用機械器具 製造業	849 (112.0)	6 (0.71)	858 (110.0)	9 (1.06)	870 (108.8)	12 (1.40)	882 (107.6)	12 (1.38)	896 (106.0)	14 (1.59)	911 (104.6)	15 (1.67)	928 (103.3)	17 (1.87)	947 (102.3)	19 (2.05)	948 (102.3)	1 (0.11)	968 (101.4)	20 (2.11)	
精密機械器具 製造業	804 (106.1)	7 (0.88)	813 (104.2)	9 (1.12)	827 (103.4)	14 (1.72)	841 (102.6)	14 (1.69)	856 (101.3)	15 (1.78)	875 (100.5)	19 (2.22)	875 (H29.12.16)	875 (H29.12.16)	875 (H29.12.16)	875 (H29.12.16)	875 (H29.12.16)	875 (H29.12.16)	875 (H29.12.16)	875 (H29.12.16)	875 (H29.12.16)
電気機械器具 製造業	815 (107.5)	7 (0.87)	823 (105.5)	8 (0.98)	837 (104.6)	14 (1.70)	852 (103.9)	15 (1.79)	867 (102.6)	15 (1.76)	883 (101.4)	16 (1.85)	901 (100.3)	18 (2.04)	901 (H30.12.16)	18 (2.04)	901 (H30.12.16)	2 (0.21)	901 (H30.12.16)	19 (1.99)	
輸送用機械器具 製造業	854 (112.6)	6 (0.71)	863 (110.6)	9 (1.05)	877 (109.6)	14 (1.62)	890 (108.5)	13 (1.48)	904 (107.0)	14 (1.57)	919 (105.5)	15 (1.66)	936 (104.2)	17 (1.85)	955 (103.1)	19 (2.03)	957 (103.2)	2 (0.21)	976 (102.2)	19 (1.99)	
自動車(新車) 小売業	836 (110.3)	6 (0.72)	846 (108.5)	10 (1.20)	859 (107.4)	13 (1.54)	873 (106.5)	14 (1.63)	888 (105.1)	15 (1.72)	904 (103.9)	16 (1.80)	921 (102.6)	17 (1.88)	941 (101.6)	20 (2.17)	943 (101.7)	2 (0.21)	943 (R2.12.16)	19 (1.99)	
各種商品小売業	792 (104.5)	4 (0.51)	799 (102.4)	7 (0.88)	810 (101.3)	11 (1.38)	823 (100.4)	13 (1.60)	847 (100.2)	24 (2.92)	847 (H28.12.16)	24 (2.92)	847 (H28.12.16)	847 (H28.12.16)	847 (H28.12.16)	847 (H28.12.16)	847 (H28.12.16)	847 (H28.12.16)	847 (H28.12.16)	847 (H28.12.16)	847 (H28.12.16)
自動車(新車) 同部品小売業	800 (H19.12.16)	800 (H19.12.16)	800 (H19.12.16)	800 (H19.12.16)	800 (H19.12.16)	800 (H19.12.16)	800 (H19.12.16)	800 (H19.12.16)	800 (H19.12.16)	800 (H19.12.16)	800 (H19.12.16)	800 (H19.12.16)	800 (H19.12.16)	800 (H19.12.16)	800 (H19.12.16)	800 (H19.12.16)	800 (H19.12.16)	800 (H19.12.16)	800 (H19.12.16)	800 (H19.12.16)	800 (H19.12.16)
発効日※	(H24.12.16)	(H25.12.16)	(H26.12.16)	(H27.12.16)	(H28.12.16)	(H29.12.16)	(H29.12.16)	(H29.12.16)	(H28.12.16)	(H28.12.16)	(H29.12.16)	(H29.12.16)	(H30.12.16)	(H30.12.16)	(R1.12.16)	(R1.12.16)	(R2.12.16)	(R2.12.16)	(R2.12.16)	(R2.12.16)	(R3.12.16)

注) 網掛け箇所は当該年度での金額改正が行われなかったもの(カッコ内は発効日)

※網掛けを除外



公 益 案

愛 知 県 最 低 賃 金

現行最低賃金額

時間額 955円

[時間額]

引上額 引上率

31円

3.25%

最低賃金額

986円



(案)

令和4年8月4日

愛知地方最低賃金審議会  
会長 中山 恵子 殿

愛知地方最低賃金審議会  
愛知県最低賃金専門部会  
部会長 中山 恵子

#### 愛知県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月1日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和2年10月1日発効の愛知県最低賃金（時間額927円）は令和2年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は別添のとおりである。



別紙1

愛知県最低賃金

- 1 適用する地域  
愛知県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 986円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和4年10月1日



## 別紙2

### 愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

#### 1 最低賃金

- (1) 件名 愛知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額927円
- (3) 発効日 令和2年10月1日

#### 2 生活保護費

- (1) 比較対象者 18歳～19歳・単身世帯
- (2) 対象年度 令和2年度
- (3) 生活保護費(令和2年度)

生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(102,836円)

#### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1か月換算額

$927\text{円}(\text{愛知県最低賃金}) \times 173.8(\text{1か月平均法定労働時間数}) \times 0.817(\text{令和2年度可処分所得の総所得に対する割合}) = 131,629\text{円}$



別添

愛知地方最低賃金審議会  
愛知県最低賃金専門部会 委員名簿

(令和4年7月27日現在)

公益代表委員

	氏 名	現 職 等
○部会長 代理	小ノ野ギ木 昌弘	中日新聞社 論説委員
	鈴木木 進也	いぶき法律事務所 弁護士
◎部会長	中カヤマ 恵子	中京大学 経済学部教授

労働者代表委員

氏 名	現 職 等
安ンド 藤 知モ子	UAゼンセン 全ユニー労働組合 中央執行副委員長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長
大オワキ 脇 匡サ人	日本労働組合総連合会愛知県連合会 労働条件局長
木ド戸 英ヒ博	JAM東海 執行委員長 兼 愛知県連会長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長

使用者代表委員

氏 名	現 職 等
梶ジワ 原 弘ロ司	愛知県経営者協会 会員サービス部 担当部長
澁フタニ 谷 由美子	日進電気株式会社 代表取締役社長
太トハシ 箸 俊シユンイチ	愛知県中小企業団体中央会 事務局長

(敬称略、五十音順)